

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名 防災集団移転促進事業	地区名 最知川原地区	事業主体 気仙沼市
---	-------------------	---------------	--------------

図面記号
D-19

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1記載のとおり						
	計		<u>3,628</u> 3,599 ㎡ (田 0 ㎡ 畑 3,599 ㎡)						
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 最知 南最知	137番	畑	畑	448	—	—	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知 南最知	139番の 一部	畑	畑	1,913の一部 <u>1,383</u> 1,354	—	—	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知 南最知	140番	畑	畑	1,797	—	—	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
		3 筆	<u>3,628</u>	㎡ (田	0 ㎡、畑	<u>3,628</u>	㎡)	

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	最知川原第2地区	気仙沼市

図面記号
D-32

土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1記載のとおり						
	計		6,355		285	6,070		6,240 ㎡ (田 180 ㎡ 畑 6,060 ㎡)	
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権	移転		復興整備計画公表後	永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	①地区								
	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は、宅地と普通畑であるため用排水施設はなく農地転用による支障はない。但し、127-1の田の用排水は付替えにより機能を確保する。 ・雨水対しては、市道宝ヶ沢12号線の側溝を經由し排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。 ・住宅団地完成後の汚水排水は、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守して隣接の道路側溝に排水するよう措置する。 								
	③地区								
	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は、宅地と普通畑及び山林であるため用排水施設はなく農地転用による支障はない。 ・雨水対しては、地区南側の既存水路を經由し排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。 ・住宅団地完成後の汚水排水は、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守して既存水路に排水するよう措置する。 								
④地区									
<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は、宅地と普通畑山林であるため用排水施設はなく農地転用による支障はない。但し、20-1、38-1の田に対しては営農に影響が無いように措置する。 ・雨水排水は、地区南側で計画されているは場整備計画（県施工）と協議し、排水路を計画しており、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。 ・住宅団地完成後の汚水排水は、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守して排水するよう措置する。 									

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 岩月宝ヶ沢	127番1の 一部	田	田	732の一部 180	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 岩月宝ヶ沢	138番	畑	畑	561	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 岩月宝ヶ沢	140番の 一部	畑	畑	744の一部 67	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 岩月宝ヶ沢	194番1の 一部	畑	畑	998の一部 264	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 岩月宝ヶ沢	194番2の 一部	畑	畑	1,123の一部 1,036	なし	なし	農振地域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知北最知	69番の 一部	畑	畑	1,806の一部 1,477	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知北最知	70番の 一部	畑	畑	1,602の一部 1,377	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知北最知	86番3の 一部	畑	畑	488の一部 67	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
気仙沼市 最知北最知	27番の 一部	畑	畑	3,096の一部 1,150	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
<u>気仙沼市 最知北最知</u>	<u>15番の 一部</u>	<u>畑</u>	<u>畑</u>	<u>1,695の一部 10</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>農振地域内 農用地区域外</u>	<u>非線引き都市 計画区域の用 途地域外</u>
気仙沼市 最知北最知	19番4	畑	畑	11	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
<u>気仙沼市 最知北最知</u>	<u>20番1の 一部</u>	<u>田</u>	<u>田</u>	<u>485の一部 105</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>農振地域内 農用地区域外</u>	<u>非線引き都市 計画区域の用 途地域外</u>
計		<u>12</u> 10 筆		<u>6,355</u> 6,240 m ² (田 180 m ² 畑 6,060 m ²)	<u>285</u>	<u>6,070</u>		